

練馬まつり・照姫まつり事務局業務委託  
事業者選定プロポーザル募集要領

令和7年1月

練馬区 産業経済部 商工観光課

## 1 本要領の目的

本要領は、「練馬まつり・照姫まつり事務局業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、催事運営に関する豊富な知識と経験、企画力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

## 2 提案依頼の趣旨

練馬まつりおよび照姫まつりはそれぞれ47回、37回と回を重ねており、区内においては広く認知され、練馬区の2大まつりとして定着している。また、令和9年度は練馬区独立80周年にあたり、第50回練馬まつり、第40回照姫まつりでは、周年イベントとしての拡大・充実を予定している。

本件プロポーザルでは、練馬まつりおよび照姫まつり各々の主催者※の事務局として、両まつりのさらなる充実に向けた企画・検討、円滑な開催の準備・運営業務を受託することを目的として事業者を選定する。

※ 練馬まつりの主催者は「練馬まつり推進協議会」で、練馬まつり運営スタッフ委員会と練馬区を構成員とする組織。

※ 照姫まつりの主催者は「照姫まつり推進協議会」で、照姫まつり実行委員会と練馬区を構成員とする組織。

## 3 業務概要

### (1) 件名

練馬まつり・照姫まつり事務局業務委託

### (2) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 履行期間に関する特記事項

- ① 本件業務は、契約年度の当該年度に係る練馬まつりと翌年度に係る照姫まつりの開催に向けた準備・運営をする。

ただし、照姫まつりに係る業務については、当該年度末から翌年度にかけての業務であるため、翌年度に係る契約は別途随意契約することを予定する。

- ② 事務局業務は、次のまつりを対象とする。（開催日は選挙等の日程により変動する。）

令和7年 第48回練馬まつり（10月開催予定）

令和8年 第39回照姫まつり（4月開催予定）、第49回練馬まつり（10月開催予定）

令和9年 第40回照姫まつり（5月開催予定）、第50回練馬まつり（10月開催予定）

令和10年 第41回照姫まつり（4月開催予定）

なお、令和8年以降の業務については前年度の履行が良好であることを条件とする。（後述「5 随意契約に関する優先交渉期間」を参照）

### (4) 履行場所

練馬まつり会場、照姫まつり会場および区の指定する場所

### (5) 概算費用

- ① 照姫まつり開催業務（4月～6月） 7,125,000円（税抜）  
② 練馬まつり準備業務（7月～9月） 7,125,000円（税抜）

③ 練馬まつり開催業務（10月～12月） 7,125,000円（税抜）

④ 照姫まつり準備業務（1月～3月） 7,125,000円（税抜）

※ 事業者からの提案金額は、上記金額を上限とし、年間の業務量については提案書等作成要領を確認すること。

なお、令和7年度については現受託事業者が①照姫まつり開催業務を担うため、②、③および④の合計金額を上限金額とする。

また、契約金額は選定された事業者の提案および見積りに基づき調整するものとする。

※ 概算費用は、予算として担保しているものではないため、契約額は、毎年度契約締結時点における予算額を上限に、契約額および仕様内容を調整するものとする。

※ 提案額には、消費税および地方消費税相当額は含まないため、契約時に消費税および地方消費税相当額を付加する。

#### 4 優先交渉権者の決定について

本プロポーザルにおいて、一定水準を満たし、かつ最も高い評価の提案をおこなった事業者を優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）として選定する。

区は、この優先交渉権者と契約に向けた仕様調整を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

#### 5 随意契約に関する優先交渉期間

本プロポーザルは、練馬まつり3か年分および照姫まつり3か年分を継続して委託することを想定した提案を求めて選定を実施する。

よって、優先交渉権者とは、令和10年4月開催予定の第41回照姫まつり開催業務終了時（令和10年6月30日予定）までの期間の業務について、優先的に随意契約交渉を行う。

なお、年度ごとの随意契約交渉を行うに当たっては成績評価を実施し、結果が優良または良好である場合、最高3年3か月（更新3回）の随意契約交渉を行う。

ただし、前年度の履行が良好以上であることを条件とするため、3年3か月の随意契約を担保するものではない。

#### 6 応募資格

つぎの条件をすべて満たしていること。

(1) 直近5年間に、次のいずれかの業務について実績があること。

① 屋外イベントの企画・運営業務

② 団体等の事務局業務またはコンサルティング業務

(2) 法人格を有している者であること

#### 7 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は応募できないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

(2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

## 8 業者選定

### (1) 日程(予定)

- ① 募集要領配布期間 令和7年1月24日（金）～令和7年2月21日（金）
- ② 質問締切日 令和7年2月3日（月）
- ③ 質問回答日 令和7年2月7日（金）
- ④ 参加希望届提出期限 令和7年2月14日（金）
- ⑤ 提出書類提出締切日 令和7年2月21日（金）
- ⑥ 一次審査 令和7年3月上旬
- ⑦ 一次審査 結果通知 令和7年3月上旬
- ⑧ 二次審査 令和7年3月中旬
- ⑨ 二次審査 結果通知 令和7年3月下旬

### (2) 応募方法

本プロポーザルに応募を希望する事業者は、プロポーザル参加希望届（様式1）を以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和7年2月14日（金）まで  
平日の午前9時から正午の間および午後1時から5時の間
- ② 受付方法 窓口受付（郵送不可）  
「12 問い合わせ先・担当」に電話連絡の上、提出場所に持参すること。
- ③ 受付場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部商工観光課まつり係

### (3) 質問および回答

募集に関する質問がある場合は質問書（様式2）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり行うこと。

- ① 受付期限 令和7年2月3日（月）まで
- ② 質問方法 「12 問い合わせ先・担当」に記載のアドレスあてに電子メールに添付して送付すること。  
電子メール件名は「【質問】まつり事務局プロポーザル」とし、本文には「事業者名、質問者氏名、連絡先」を記載すること。
- ③ 回答方法 令和7年2月7日（金）に、練馬区のホームページ内「暮らしのガイド」→「事業者向け」→お知らせ一覧（事業者向け）に掲載する。

### (4) 提案書等の提出について

提案書等作成要領（別紙1）に従い、提案書等を作成し、以下のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和7年2月21日（金）まで

平日午前9時から正午の間および午後1時から5時の間

② 提出方法 窓口受付（郵送不可）

「12 問い合わせ先・担当」に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること。

③ 提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部 商工観光課 まつり係

④ 提出物および部数

提出物および部数の詳細については、提案書等作成要領（別紙1）の「4 提出書類および様式」を参照すること。

⑤ 業務内容

詳細については、基本仕様書（別紙2）を参照すること。

**(5) 辞退**

プロポーザル参加希望届を提出の後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式6）を下記のとおり提出すること。

① 提出方法 窓口受付（郵送不可）

「12 問い合わせ先・担当」に電話連絡の上、提出場所に持参すること。

② 提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部 商工観光課 まつり係

③ その他 提案書を(4)①の期日までに提出しなかったものは、辞退したものとみなす。

**(6) 審査方法**

受託候補者の選定は、プロポーザルにおける評価基準に基づき、選定委員会において、以下に示す一次審査と二次審査をもって行う。

① 一次審査

提出された応募書類を審査し、3者程度を選定する。

② 二次審査

事業者によるプレゼンテーションおよび選定委員による質疑を実施し選定する。事業者の出席者は5名までとし、管理責任者または主任担当者が必ず出席すること。

また、プレゼンテーションおよび質疑の受け答えは、原則、管理責任者または主任担当者が行うものとする。

時間は、プレゼンテーションに20分、質疑を20分程度とする。

## (7) 評価項目

評価項目	評価の考え方
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業効率の状況</li><li>・ 資金力の有無</li><li>・ 借入金の返済能力の有無</li><li>・ 経営の安全性</li></ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 過去5年間における類似業務の業務実績</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務執行体制、要員配置の妥当性</li><li>・ 配置担当者の業務経験、専任性</li></ul>
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的で独創的な提案の有無</li></ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委託目的との整合性</li><li>・ 業務内容の理解度</li><li>・ 提案内容の的確性</li><li>・ 提案内容の具体性</li></ul>
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績、専任性</li></ul>
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 説明、受け答えの的確性、説得力</li></ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積価格の妥当性</li></ul>
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区民雇用の促進</li><li>・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達</li></ul>
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区内に本店を有する</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮</li></ul>

## (8) 審査結果の通知

選定結果は、書面で通知する。

- ① 一次審査の選定結果通知予定日 令和7年3月上旬
- ② 二次審査の選定結果通知予定日 令和7年3月下旬

## 9 優先交渉権者との協議

二次審査の結果、選定された事業者を優先交渉権者とし、区と委託内容の仕様を調整した上で、契約を締結する。

ただし、契約交渉が不調となったときは、審査結果が次順位のことを新たに優先交渉権者とする。

また、優先交渉権者が契約締結前に、区から指名停止処分を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たな優先交渉権者とする。

## 10 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 3）に基づき取扱うものとする。

## 11 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、プロポーザルに係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

## 12 問い合わせ先・担当

練馬区 産業経済部 商工観光課 まつり係

担当 杉山 尾形 高橋 大橋

〒176-8501 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号 練馬区役所本庁舎 9 階

電話 03-5984-2389

メール [SHOKOKANKO04@city.nerima.tokyo.jp](mailto:SHOKOKANKO04@city.nerima.tokyo.jp) (@の前は数字 04、以外はアルファベット表記)